



## 第1節 租税公課

(出題実績)

	H27	H28	H29	H30	R1
租税公課 (理論)	—	●	—	—	—
(計算)	●	●	●	●	●

### 目次

- 1 概要
- 2 損金算入時期
- 3 法人税・住民税及び事業税
- 4 納税充当金
- 5 仮払税金
- 6 還付税金
- 7 その他の税金等
- 8 不正行為等に係る費用・罰金等

## 1 概要

### (1) 会計上の取扱い

租税公課は、資産の取得価額に含まれるものを除き、企業活動における活動費の一種として、原則として負担すべき事業年度で費用計上される。

### (2) 税務上の取扱い

租税公課の性質により、損金算入が認められるものと損金不算入のもの(所得を基礎に負担されるもの・罰則的なもの)とに区別される。

損金算入が認められるもの	損金不算入(限定列举)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業税・事業所税等</li> <li>・固定資産税・不動産取得税</li> <li>・利子税・延滞金(期限延長に係るもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税・地方法人税</li> <li>・都道府県民税・市町村民税</li> <li>・罰金及び科料・過料</li> <li>・法人税から控除する所得税等</li> </ul>

また、申告納税方式の租税(例 事業税)の損金算入時期は、申告書を提出した日の属する事業年度、賦課課税方式の租税(例 固定資産税)の損金算入時期は、賦課決定日の属する事業年度とされる。

### (3) 申告調整

会計上、費用計上した租税については、①その租税が損金不算入となる場合、②費用と損金の認識時期が違う場合には、申告調整が必要となる。

(中間申告の法人税を支払った場合)

会計	(法人税等) 3,000	(現金預金) 3,000
税務	(利益積立金額) 3,000	(現金預金) 3,000
申告調整	(利益積立金額) 3,000	(法人税等) 3,000

損金経理法人税(別表四 加・留)

**条文** 企会基27号

「法人税、住民税及び事業税等に関する関係基準」

**条文** 法38

法55

法39の2他

**ワンポイント**

法人税・住民税等は、現金で納付していても、例外的に留保により調整する(所得処分説)。